

佐賀県指令 3 障第 3 6 1 号  
佐賀市神野東一丁目 3 - 1 4  
一般社団法人佐賀県社会福祉就労支援協会

令和 4 年（2022 年）2 月 1 5 日付けで申請のあった事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 3 6 条の規定により、同法第 2 9 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定する。

令和 4 年（2022 年）3 月 2 9 日

佐賀県知事 山口 祥義



記

- |   |         |                               |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 申請者名    | 一般社団法人佐賀県社会福祉就労支援協会           |
| 2 | 代表者名    | 代表理事 三好 正洋                    |
| 3 | 事業所名    | ライフデザイン                       |
| 4 | 事業所の所在地 | 佐賀市駅前中央二丁目 1 番地 1 北口ビル 2 F    |
| 5 | 指定事業所番号 | 4 1 1 0 1 0 3 1 4 2           |
| 6 | 指定年月日   | 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日         |
| 7 | サービスの種類 | 就労継続支援 A 型                    |
| 8 | 利用定員    | 2 0 名                         |
| 9 | 有効期間    | 指定年月日から 6 年間（障害者総合支援法第 4 1 条） |

（担当課：障害福祉課）